

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成23年4月25日（月）午後3時から

2、開催場所 錦江町本庁 2階庁議室

3、出席委員（20人）

会長	13番	白井	太郎
会長代理	12番	近川	正人
委員	1番	鍋	康博
〃	2番	小園	増廣
〃	3番	有里	正心
〃	4番	木原	光郎
〃	5番	落司	順一
〃	6番	牧原	昇
〃	7番	樋渡	俊信
〃	8番	宿利原	勝吉
〃	9番	宮川	正幸
〃	10番	青木	稔
〃	11番	鮫島	廣幸
〃	14番	貫見	和洋
〃	15番	基	岸澄
〃	16番	安水	義文
〃	17番	鳥淵	千秋
〃	18番	今熊	悦郎
〃	19番	宿利原	義照
〃	20番	鈴	一磨

欠席委員 なし

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議長 | 只今より平成23年度第1回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。
| 本日の総会の出席は全員出席となっていますので、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立しております。
| それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
全委員 | なし。

議 長 | それでは異議はないということですので、9番の宮川正幸委員と10番の青木稔委員を指名いたします。
宜しく願い致します。

事務局長 | それでは、会務報告について事務局から報告と説明をお願いします。

事務局長 | (会務報告と説明)

議 長 | 只今の会務報告について、何かご質問ございませんか。

全委員 | (発言なし)

議 長 | ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。
それでは附議事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条許可申請について提案します。事務局の説明をお願いします。

事務局長 | 農地法第3条許可申請 受付番号1号 譲渡人は、M・Mさん川北自治会にお住まいの方で経営規模は、自作地4, 951㎡で譲渡理由は贈与となっています。申請地は、城元目盲ホケ5286-1、地目は台帳現況とも畑、地積は2, 189㎡。
次に城元目盲ホケ5286-2、地目は台帳現況とも畑、地積は1, 113㎡。
次に城元目盲ホケ5287-1、地目は台帳現況とも畑、地積は1, 649㎡となっています。
譲受人は、M・Mさん51歳で鹿屋市にお住まいの方です。
経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については記載がありません。
譲受理由は受贈となっています。
農地の取得要件については、錦江町の別段に定める下限面積30aは問題ございません。
農業機械の装備については、トラクター、耕運機を所有されています。
農作業従事については、年間従事できるような記載があり、農業歴13年の経験があるようです。
農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。
調査委員は16番の安水委員となっています。

議 長 | 安水委員調査報告をお願いします。

16番安水委員 | はい、16番安水、調査報告を行います。説明を行いたいと思います。M・Mさんは川北自治会の方ですが、譲受人M・MさんでMさんの長男です。現在鹿屋市の方に住まれています。Mさんは会社勤めされていて、養豚業の方の仕事に就かれています。養豚業の休みの方は土曜日と日曜日とは決まっていらないようですが、休みのある時は帰ってきて家の手伝いをされているような状態です。現在Mさんの方が畑の管理は十分されており、私も事務局も行って見られたと思いますが、綺麗に畑の方も整理されており現在インゲン等を作付をされています。Mさんは完全に家の農業をするまでにはまだ年数がありますが、定年になり次第されるというようなことで受けておりますので何ら問題ないかと思えます。

議 長 | はい、ありがとうございます。只今安水委員から調査報告を頂きましたが、質問あるいは異議はありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 無いようでございますが、質疑を打ち切りまして、採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 | はい。

議 長 | それでは、農地法第3条許可申請 受付番号1号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | (全委員挙手)

議 長 | 全員賛成でございますので、農地法第3条許可申請 受付番号1号は、県知事許可となっておりますので、農地法第3条に関する許可基準から見た意見書を付して県知事へ進達することにいたします。
次をお願いします。

事務局 | 農地法第3条許可申請 受付番号2号 譲渡人は、錦江町となっております。
申請地は、譲受人のNさんの所有地の中を通っている里道がありまして、その里道が里道としての役目がなく、その里道の払い下げということです。この里道が農地として登記されたものを払下げて農地で利用されるものです。
場所は、田代川原釜牟田3563-1、地目は台帳現況とも畑、地積は38㎡。
譲受人は、T・Nさん34歳で早瀬自治会にお住まいの方です。
経営規模は、世帯員4、労働力4、自作地15,446㎡、小作地6,897㎡でプロイラーを中心に営農されているようです。
農地の取得要件については、錦江町の別段に定める下限面積30aは問題ございません。
農業機械の装備については、トラクター2、田植え機、ハーベスタ、バインダー等の農業機械を所有されています。
農作業従事については、年間従事できるような記載があり、農業歴12年の経験があるようです。
農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。
調査委員は12番の近川委員となっております。

議 長 | 近川正人委員調査報告をお願いします。

12番
近川委員 | はい、只今事務局から説明がございましたとおり、全ての要件は満たしております。
M・Nさんの息子でありまして、プロイラーを中心に水稻を栽培されています。一生懸命やっておりますプロイラーの方でも上位の方で成績がいいようでございます。
両親が身体的に不安がられるようですが、息子さんは結婚していらっしゃるようですので労働力的な点については問題ないのではないかと思います。

議 長 | ありがとうございます。近川委員の報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 | なし。

議 長 | 無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 | はい。

議 長 | 農地法第3条許可申請 受付番号2号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | (全委員挙手)

議 長 | 全員賛成ですので、農地法第3条許可申請受付番号2号は原案のとおり決定しました。
以上で議案第1号の農地法第3条許可申請の審議を終わります。
次に議案第2号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画利用権設定の錦江町長に対する要請について提案します。説明をお願いします。

事務局 | 提案は任意に区切っても宜しいでしょうか。

全委員 | はい。

事務局 | それでは受付番号1号から3号までを提案します。
 受付番号1号の貸し人は、O・Sさん桜原自治会の方です。
 申請地は神川東道原二4072-2、地目は畑、地積は3,020㎡です。
 期間は平成23年5月1日から平成32年12月14日、小作料は21,000円となっています。
 借り人はT・Tさん49歳で神川上自治会にお住まいです。
 経営規模は、農作業従事日数270日、労働力3、雇用も延べ300日計上してあります。自作地12,213㎡、小作地16,909㎡で干し大根や甘藷の複合経営を営まれています。
 農業機械はトラクター、トラック、軽トラックの農業機械を有しておられます。
 調査委員は、2番の小園委員となっています。

次に受付番号2号と3号の貸し人は、T・Kさん大橋上自治会の方です。
 申請地は、馬場古川160-1、地目は田、地積は1,399㎡。
 次に馬場古川161-1、地目は田、地積は495㎡です。
 期間は、平成23年5月1日から平成28年12月14日まで、小作料は55,000円となっております。
 借り人は、Y・Aさん43歳の方で大橋上自治会にお住まいです。
 農業経営は労働日数80日、労働力は3、雇用労働も延べ86人が計上されています。
 経営規模は自作地25,555㎡、小作地5,432㎡を耕作され、茶を中心に経営されています。
 農業機械は、トラクター、トラック、耕運機、管理機、茶摘採機、茶防除機など装備されています。
 調査委員は、4番の木原委員となっています。
 調査員は農地の有効利用等の要件を中心に調査報告をお願いします。

議長 | それでは受付1号を小園委員、受付2号を木原委員に調査報告を頂きたいと思います。借り人の要件等を中心に報告をお願いします。

2番
小園委員 | 2番ご報告申し上げます。借り人のT・Tさんは、今事務局から縷々説明がありましたがおっしゃったとおりでございまして、年齢も49歳で農業される方の高齢化が進む神川中自治会では若い方です。経営規模も干し大根それに甘藷等を中心に大規模の農業経営をやっているらしいです。両親も農作業に十分従事され、非常に頼もしいと言いましょか、神川上自治会では頼もしい人材であります。それから農地の管理状態は何ら問題はありません。宜しく申し上げます。

議長 | それでは木原委員、宜しく申し上げます。

4番
木原委員 | 受付番号2号と3号について説明いたします。この田については、大橋水田の一部でありまして大橋公民館の近くの農地であります。借り人については事務局の方から説明がありましたが、本人は病院勤務で年間の労働日数は少ないようですが、土曜日、日曜日それと5時以降は農作業を行っているということと、両親が元気でありまして労働力は十分あります。
 この土地については本人は、茶が中心ですが、この農地にはバレイショを植えるということでありまして、全ての要件は満たしていますので宜しく申し上げます。

議長 | はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明あるいは小園委員と木原委員の報告頂きましたが、質問あるいは異議等がありまいたら出して頂きたいと思います。宜しく申し上げます。

全委員 | (質問等なし)

議長 | 無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 | はい。

議長 | それでは、受付番号1号から受付番号3号まで賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | (全委員挙手)

議 長 | 全員賛成でございますので、受付番号1号から受付番号3号までは、原案のとおり決定
しました。
次をお願いします。

事務局 | 次は受付4号から7号までを提案します。
次の受付番号4号の貸し人は、S・Yさんで南松園に入所されている方です。
申請地は、田代麓永山1272-3、地目は畑、地積は1,689㎡です。
期間は、平成23年5月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり
8,000円となっています。
借り人は、H・Yさんで山下自治会の63歳の方です。経営規模の農業従事日数は36
0日、労働力2、自作地6,965㎡、小作地25,702㎡となっています。
水稲と生産牛の複合経営でありまして、農業機械はトラクター、ハーベスタを所有されて
おります。

次の受付番号5号の貸し人は、T・Mさんで折小野自治会にお住まいです。
申請地は、田代麓永山1281、地目は畑、地積は3,025㎡です。
期間は、平成23年5月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり
8,000円となっています。
借り人は、前号のH・Yさんですので省略します。

次の受付番号6号の貸し人は、E・Tさんで岩崎自治会の方です。
申請地は、田代麓尾ノ後2409-1、地目は田、地積は1,254㎡です。
期間は、平成23年5月1日から平成28年12月14日まで、小作料は5,000円
となっています。
借り人は、S・Kさん50歳、岩崎自治会の方です。経営内容は農作業従事日数100
日、労働力4、自作地はありません。小作地が3,603㎡で水稲農家であります。
農業機械は、トラクター、ハーベスタを所有されています。

次の受付番号7号の貸し人は、S・Oさんで岩崎自治会の方です。
申請地は、田代麓榎木1743、地目は田、地積は322㎡です。
期間は、平成23年5月1日から平成28年12月14日まで、小作料は4,000円
となっています。
借り人は、K・Kさん49歳で瀬戸山自治会の方です。経営内容は農作業従事日数15
0日、労働力1、自作地はありません。小作地が14,960㎡で野菜を中心にした複合
経営農家であります。
農業機械は、所有されているようですが記載はありません。
以上受付番号4号から7号までの調査員は、7番の樋渡委員となっています。
借り人の要件等を中心に調査報告をお願いします。

議 長 | 樋渡委員、調査報告をお願いします。

7番
樋渡委員 | 報告申し上げます。4番5番のH・Yさんに関しましては、これまでも利用権設定で
再三上がってきていましたが、今回畑がほしいということでした。田は3町歩ほど利用権
設定をしてこられました。たまたま永山団地に畑の空きがありまして、今回上ったもので
す。

H・Yさんは、水稲もされますが今後は水稲より畜産を30頭規模にしたいということ
で、特に畑がほしくてこれまでも相談に見えていましたが、今回良い条件の畑がありまし
て上ったものです。息子さんがいらっしやいまして、来年ぐらい家を継ぐ予定です。

S・Kさんは、運送会社を経営されていますが、この方の物も何回か上がってきていま
す。
一人で行うようになっていますが、今年は田植機を買われまして先日田植えまが終わった
ようです。今後規模拡大したいという考えを持っていらっしやる方でありますので大丈夫
だと思います。

K・Kさんは勤めていらっしやるわけですが、従業員を常時雇っていらっしやる方で
園芸を中心にされています。この方も畑をほしいとのことでしたが、前に利用権設定した
ところの隣でここを借りたいと今回利用権設定を組んだところでした。この方もこれまでの
管理など良くやっておられる方ですので、何ら問題ないと思っております。

議 長 | 只今、樋渡委員の調査報告をいただきましたが、質疑に入りたいと思います。何か質問あるいは異議はございませんでしょうか。

全委員 | なし。

議 長 | 無いようですので質疑を打ち切って、採決に入って宜しいですか。

全委員 | はい。

議 長 | それでは、受付番号4号から7号までについて賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | (全委員挙手)

議 長 | 全員賛成でございますので、受付番号4号から受付番号7号までは、原案のとおり決定しました。
次をお願いします。

事務局 | 次は受付番号8号から16号までを提案します。
受付番号8号の貸し人は、S・Eさん神川上自治会にお住まいの方です。
申請地は、神川北鶴2666、地目は田、地積は1,735㎡です。
期間は、平成23年5月1日から平成26年12月14日まで、小作料は、米8俵の物納となっています。
借り人は、H・Aさん52歳の神川上自治会の方です。経営規模は農業従事日数320日、労働力2、自作地2,568㎡、小作地7,275㎡で水稲と野菜の複合経営を営んでいらっしゃいます。
農業機械は、トラクター、軽トラック、耕運機、管理機、動力噴霧器等を揃えていらっしゃいます。
調査員は、9番の宮川委員となっています。

次は受付番号9号から16号の貸人は、S・Uさん上原自治会の方です。
申請地は、田代川原馬庭原662-1、地目は田、地積は1,145㎡。
次に田代川原馬庭原662-3、地目は田、地積は10㎡。
次に田代川原馬庭原662-4、地目は田、地積は334㎡。
次に田代川原馬庭原663-2、地目は田、地積は16㎡。
次に田代川原馬庭原664-3、地目は田、地積は26㎡。
次に田代川原馬庭原667、地目は田、地積は268㎡。
次に田代川原馬庭原668、地目は田、地積は232㎡。
次に田代川原馬庭原669-1、地目は田、地積は376㎡です。
期間は、平成23年5月1日から平成28年3月1日までとなっています。
小作料は、7,100円となっています。
借受人は、K・Sさん31歳で笹原自治会にお住まいです。
農業経営の規模は、農作業従事日数は300日、労働力5、雇用150日と記載されております。自作地38,716㎡、小作地は49,514㎡で茶と甘藷の複合経営を親子で営まれています。
調査員は、12番の近川委員となっています。
調査員は、借受人の要件を中心に調査報告を頂きたいと思います。

議 長 | 調査委員は宮川委員と近川委員となっていますので、宮川委員から調査報告をお願いします。

9番
宮川委員 | 9番宮川、調査報告を致します。只今事務局から諸々説明があった通りでございます。
Aさんは夫婦で水稲と野菜を中心にした複合経営をされております。神川上地区では、重要な人材として一生懸命頑張っていらっしゃる一人であります。
作物については、人参、パレイショ最近はスナップエンドウなど色々な農作物を栽培されている方でもあります。
農地の全てを耕作して、農作業に常時従事されております。それと土地の有効利用についても効率的に経営されているようでございます。意欲と能力についても頑張っておられる方ですので、特に問題はないと思います。以上です。

議 長 | 次に近川委員をお願いします。

次の受付番号21号から24号までの貸し人は、R・Hさんで橋ノ口自治会にお住まいの方です。

申請地は、田代麓油木田930、地目は田、地積は593㎡。

次に田代麓油木田931-1、地目は田、地積は963㎡。

次に田代麓油木田940、地目は田、地積は796㎡。

次に田代麓油木田941、地目は田、地積は558㎡です。

期間は、平成23年5月1日から平成28年12月14日まで、小作料は米1俵の物納となっています。

借り人は、前号の有限会社 Mですので省略いたします。

以上受付17号から24号までの調査委員は、14番の貫見委員となっていますので要件等を中心に調査報告をお願いします。

次の受付番号25号から27号までの貸し人は、N・Aさんで厚ケ瀬自治会にお住まいの方です。

申請地は、馬場西ノ下895-1、地目は田、地積は2,018㎡。

次に神川小屋前7770-7、地目は畑、地積は616㎡。

次に城元中ノ迫3470-10、地目は畑、地積は1,814㎡です。

期間は、平成23年5月1日から平成27年12月14日まで、使用貸借ということで小作料ありません。

借り人は、Y・Kさん鹿屋市吾平町にお住まいの方で、現在の農業従事関係については90日の従事日数が記載されております。労働力1、自作地及び小作地はありませんが、今後この農地を使用して営農されるようです。

調査員は19番の宿利原義照委員となっていますので、借り人のY・Kさんの要件を中心に報告をお願いします。

議長 只今説明を頂きましたが、貫見委員調査報告をお願いします。

14番貫見委員 調査報告を致します。受付番号17号から24号までの借り人は、有限会社 Mでございます。先月も沢山の利用権設定が出されましたが、空いているところがあれば作りたいということで今回も利用権設定を結ばれたところでございます。

今タケノコを収穫されているところですが、それが間もなく終わりますのでそれが終わり次第水稻の準備もしたいというようなことで、既に耕うんをされていました。雇用もありまして、意欲とやる気も十分あるようです。

小作料のところでも1俵のところもあれば5俵のところもありますが、1俵のところは荒れないように作って頂けたら無料でも良いのですということでしたが、これではいけないということで双方で話されたようです。以上です。

議長 これも30kgですか。

貫見委員 30、4、5キロです。

議長 宿利原義照委員調査報告をお願いします。

19番宿利原義照委員 ご報告申し上げます。KさんはYさんといわれましたが、Rさんです。鹿屋市と書いてあります。鹿屋市であります、吾平町であります。N・Aさんの娘婿であるということでありまして、吾平町にいる方が一番近くて、後を見るような感じであります。

Kさんは大工をされています。農機具は一切ありませんが、N・Aさんの処にトラクターや管理機など全てあります。

この方が後を見るようなことですので問題ないと思います。そのようなことですので宜しくお願いします。

議長 只今、調査報告をそれぞれ頂きましたが、質疑に入りたいと思います。何か質問あるいは異議がございましたら出して頂きたいと思います。

牧原委員 Kさんという方は、K・Kさんではないでしょう。

宿利原義照委員 イワツツジの方です。厚ケ瀬の方にもイワツツジを山を開いて1,000本ぐらい植えておられます。

牧原委員 | 吾平町の上の方に部品工場がありますがその入口です。そこでも結構手広くされている
| ようです。

宿利原義 | 自宅の方にもイワツツジの苗物をされています。

照委員

議 長 | 他にございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 無いようですので質疑を打ち切って、採決に入って宜しいですか。

全委員 | はい。

議 長 | それでは、受付番号17号から27号までについて賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | (全委員挙手)

議 長 | 全員賛成でございますので、受付番号17号から受付番号27号までは、原案のとおり
| 決定しました。

| 以上で本日の付議事項を終了いたします。

会長

9番

10番

議事録調整者 折久木まり子